

■伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区(平成20年指定)

伊丹市景観計画(地区別概要版) 令和7年3月 作成

伊丹市では、よりきめの細かい協議を行うため、伊丹市都市景観条例において、景観法の届出の前に、本条例に基づく届出を提出いただくこととなっています。本リーフレットでは、景観計画の内容をご紹介します。

地区の概要

江戸時代から酒造業が栄え、町家、酒蔵、寺院などが集中する郷町の一部であった。再開発事業により、美装化や街路灯整備等を行い、修景事業を行ってきた。

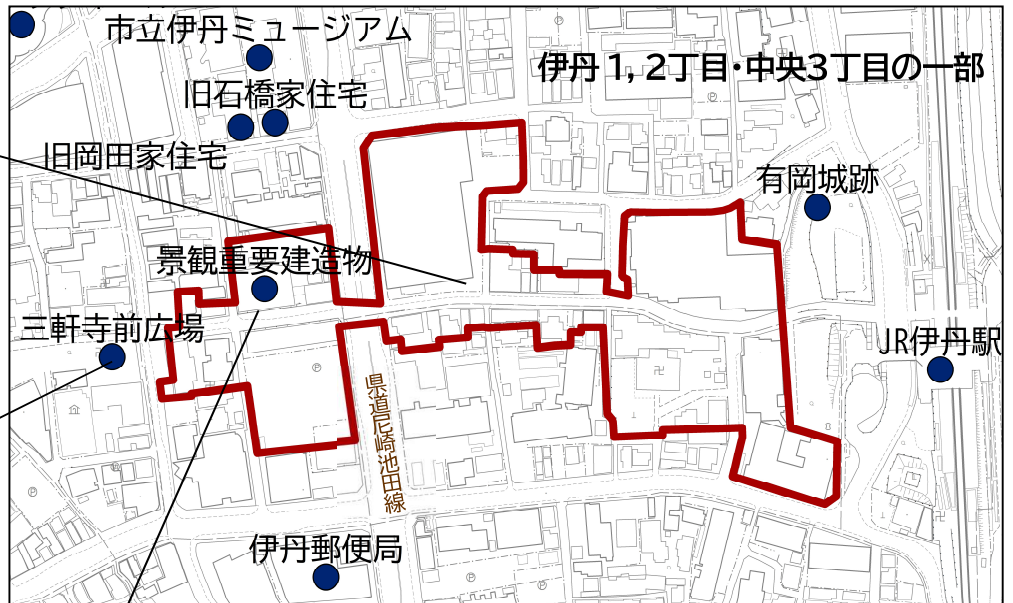
現在は飲食店などが並び、商業者たちによる灯リイベントが季節ごとに開催されている。通りの景観形成とにぎわいの創出が官民一体で図られている。



景観形成の目標

酒蔵通りは、伊丹郷町を東西に結ぶ歩行者空間であるとともに景観の軸であり、有岡城跡、本泉寺、大溝の再現や長寿蔵など、伊丹を特徴づける個性あるまちなみ資源が立地し、市民のみならず、多くの来街者を受け入れる伊丹の歴史性を感じる沿道空間として重要である。

伝統的な酒蔵や社寺、町家の景観を大切に守るとともに、新しい建物は歴史的な景観の良さを取り入れたデザインで再生・創造し、低層部を中心ににぎわいが連続し、伊丹の顔となる、歩いて楽しいストリートを創っていく。



伊丹市都市計画課 伊丹市役所4階(N-100 窓口)
 都市計画・都市景観グループ
 〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
 電話 072-744-2262 FAX 072-784-8048
 E-mail toshikeikaku@city.itami.lg.jp

■届出対象

○以下の建築物・工作物の新築・増築・改築・移転・外観の変更を伴う修繕・色彩の変更等

| | |
|-----|---|
| 建築物 | ・建築面積10㎡以上 ・門、塀、垣・柵等の外構の新築・変更等 |
| 工作物 | 水平投影面積10㎡以上 |
| 広告物 | 土地に定着する広告物：地上から高さ10m以上 屋上に設置する広告物：設置箇所から高さ4m以上 |
| 開発 | 事業地面積2,000㎡以上の開発行為(都市計画法29条にかかるもの) |

■伊丹酒蔵通り景観形成道路地区の景観形成の基準

| 対象 | 基準 | |
|----------|---|--|
| 建築物 | 位置 | ・通りに面する建築物の壁面は、その高さに応じて、伊丹郷町の伝統的な町家の壁面線の位置にそろえる。 |
| | 高さ | ・通りに面する部分においては、おおむね 2階以下を目途とし 、周囲の建築物との調和とまちなみの連続性維持に配慮する。 |
| | 形態 | ・通りの景観を形成する部分は、伝統的な建物形態を受け継ぎ、歴史的なまちなみと調和するものとする。下記の(例)を現代的にいかし、伝統的なまちなみを発展させていくことが望ましい。 (例)町家、蔵 / 平入りの勾配屋根の連続 / 下屋のつくる軒線の連続 軒下の空間が創る陰影 / 出格子、ムシコ窓などのつくる表情 白と黒、茶を基本とする抑場のきいた色彩 |
| | 材料・色彩 | ・通りの景観を形成する部分は、伊丹郷町の特徴である 白(オフホワイト)や低彩度を基調とし 、歴史的なまちなみと調和する色合いや材料を用いる。 (例)漆喰の白や黒 / 木製建具のこげ茶 / 時間とともに味わいのある材料 風合いのよい材料 |
| | 屋根 | ・ 平入り切妻屋根を基本 とし、勾配は伊丹郷町の伝統的な町家に調和したものとする。 ・通りに面した1階部分には、下屋を設ける。下屋の軒先高さは、隣接する家屋に揃える。 ・屋根葺き材は、 いぶし銀または黒の和瓦を基本とする 。やむを得ず他の材料を用いる場合も、その色彩を黒または灰色とする。 ・太陽光発電設備などを設置する場合は、屋根材と一体となった設置形式や屋根の色彩と同様のものとするなど、通りの景観に調和するよう配慮する。 |
| | 壁面の意匠及び開口部等 | ・通りに面する窓や出入口等の開口部や建具は、伝統的形態を基本とし、歴史的なまちなみと調和する形態・材料とする。 ・通りに面する壁は、伊丹郷町の特徴である 白(オフホワイト)や低彩度を基調 としたものとする。 |
| | 設備及び屋外階段等 | ・建築設備(エアコン室外機、高架水槽等)及び屋外階段は、通りから直接見えないよう工夫する。 (例)見えにくい場所に設置する / 木製格子などで目隠しを施し、歴史的な雰囲気を出す。 |
| | 1階部分の形態 | ・商業施設については、閉鎖的なシャッターを避け、ショーウィンドウを設置するなど、まちなみの連続性を壊さないよう留意する。 |
| 門・塀・柵 | ・歴史的なまちなみと調和する形態、材料、色彩とする。 ・通りに面する塀は、伊丹郷町の特徴である 白(オフホワイト)や低彩度を基調 としたものとする。 | |
| 駐車場 | ・通りからの景観に配慮して配置する。 ・通りに面して配置する場合は、歴史的なまちなみにふさわしい意匠の上屋や塀、門、生垣などにより、まちなみの連続性を確保するよう配慮する。 ・荷物搬入の際は、自己敷地内での駐車スペースの確保に努める。 | |
| 日除けテント | ・下屋を設けることとし、やむを得ず設置する場合は、低彩度の色彩とし、周囲の景観に配慮し調和したものとする。 | |
| 自動販売機の設置 | ・木製格子などで目隠しを施し、景観に配慮したものとする。 | |
| 屋外広告物 | ・周辺のまちなみに調和した意匠・形状・材料及び色調となるようにする。 | |

■色彩基準—マンセル表色系による制限があります

【外観】

| 使用する色相 | | 明度 | 彩度 |
|--------|-----------|------|-----|
| 無彩色 | | 6以上* | — |
| 有彩色 | 7.5R~2.5Y | 6以上 | 2以下 |
| | 上記以外 | | 1以下 |

【勾配のある屋根(下屋・庇含む)】

| 使用する色相 | | 明度 | 彩度 |
|--------|----------|-----|-----|
| 無彩色 | | 7以下 | — |
| 有彩色 | 1YR~2.5Y | 5以下 | 3以下 |

*門、柵、駐車場等敷き際は1以上

| | R (赤)系 | YR (黄赤)系 | Y (黄)系 | GY (黄緑)系 | G (緑)系 | BG (青緑)系 | B (青)系 | PB (青紫)系 | P (紫)系 | RP (赤紫)系 | 無彩色 |
|-------------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|-----|
| 高明度 無彩色調 | | | | | | | | | | | |
| 中明度 無彩色調 | | | | | | | | | | | |
| 高明度 低彩色調 | | | | | | | | | | | |
| 中明度 低彩色調 | | | | | | | | | | | |
| 低明度 無彩色調 | | | | | | | | | | | |
| 低明度 低彩色調 | | | | | | | | | | | |
| 中彩度色 | | | | | | | | | | | |
| 高彩度色 | | | | | | | | | | | |

マンセル値とは



日本工業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法

色相(赤、青、黄色などの色合い)、明度(色の持つ明るさ・暗さの度合い)、彩度(色の鮮やかさの度合い)の3つの属性によって、色彩を表している。

<例>

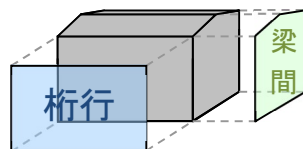
5YR 5 / 4
色相 明度 彩度

■適用除外

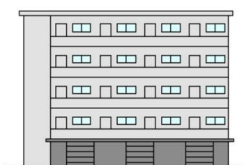
- ア)着色していない、木材、漆喰壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩
- イ)見付面積の1/10未満の範囲で“アクセント”として使用される基準値外の色彩
- ウ)見付面積の1/4未満かつ高さ6m以下の範囲で“アクセント”として使用される明度3以上5未満(伊丹郷町地区においては明度3以上6未満)の無彩色の色彩(イ)の色彩と合わせて使用する際は、イ)とウ)の面積の合計を規定値内とする)

みつけ 見付面積とは？

桁行方向又は梁間方向の壁面の鉛直投影面積のことをいう。



○アクセントとして認められる事例



低層部に使用する無彩色



比較的幅の狭い庇の見付面等

×アクセントとして認められない事例

バルコニーの腰壁



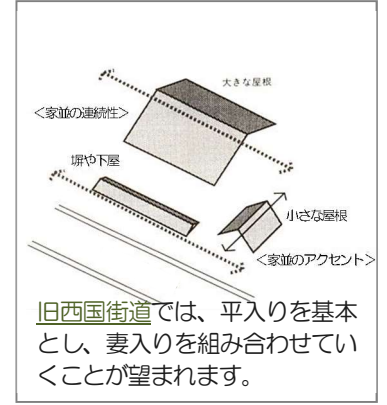
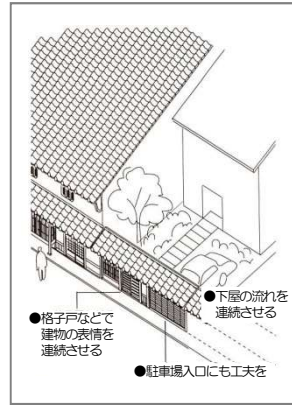
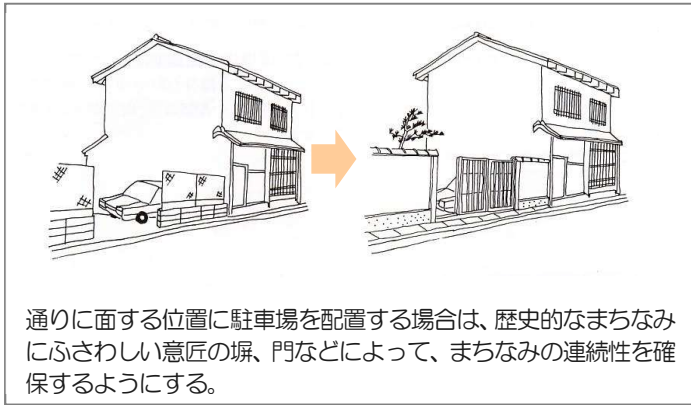
連続する店舗のシャッター



広範囲な塗り分け



■まちなみの連続性を保つ工夫



旧大坂道・北少路村の伝統的なまちなみの連続感は、通りに建ち並ぶ建物の壁面線がそろっていることから生まれます。

